

法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会（説明）

平成 22 年 11 月 9 日

松村 雅生

1. 指摘される問題点と考え方

（1）合格率の低迷

①入学定員と司法試験合格者数を対比すると、7～8割合格は不可

②受験対策はするな、合格率は不問⇒受験対策はするな、合格率は挙げろ

③合格者、不合格者ともに就職難

○法曹像の転換による合格者増、就職促進

○隣接法律専門職等への進出を含みうる教育カリキュラム

（2）新司法試験合格者の質の低下

①未修学生に、法曹スタート時点で現行試験コースと同じレベルの法律知識、実務能力を期待することが現実的か。

②3,000人の合格者に、現行試験と同レベルを期待していたのか。

③法曹となってからの知識・能力の向上システム、評価システムの構築が必要

（3）原則であるはずの未修者コースの維持が困難

①合格率の低下・就職が困難⇒希望者の激減

②法学部温存、既修者コースの認定が遠因

③科目・問題が多い短答式試験、適性試験がネックか

④未修者コースが成立しない法科大学院制度の必要性

(4) 法科大学院教育と新司法試験との連携

- ①目標とする法科大学院教育の達成状況を確かめる試験内容になっているか。
- 試験科目、内容の見直し

- 競争試験的な状況下では、合格に直結しない授業、勉強へのインセンティブ確保が困難

3. その他の問題点

(1) 予備試験の導入

- ①新たな矛盾を発生させるもの
- 合格者が少なければ、スーパーエリート法曹の誕生か
- 合格者が多ければ、法科大学院制度の崩壊

(2) 隣接法律専門職との関係

弁護士の増大に伴い、実際に担う業務範囲について、税理士、司法書士、行政書士、弁理士等と軋轢を生ずるおそれ

(3) 「理論と実務の架橋」の困難性

研究者教員と実務家教員の連携が容易ではない。

(4) 法科大学院の教員養成の仕組みづくりが、手探り状態

法科大学院コース、法学研究科コースのいずれか、あるいは連携か

(5) 認証評価制度

認証評価により実現を目指すものが、明確でない。